

＜パブリックコメントでいただいた意見と回答＞

※パブリックコメント実施（令和２年７月８日から８月７日まで）

No.	意見	回答	備考
1	棚尾本町2丁目地内、碧南市消防第3分団の「火の見やぐら」は、97年前の大正12年に建造され、長年にわたり防災施設として活躍しています。望楼の柵はローマ字で「TANA O」と表記されているなど、モダンな姿は地区の自慢であり、町のシンボルとして景観上も広く市民に親しまれ愛されているので、景観重要建造物の候補として追加して下さいをお願いします。	掲載している景観重要建造物の指定の候補への追加を検討します。 景観重要建造物の指定については、計画策定後に設置予定の碧南市景観審議会において審査し、指定の有無について検討していきます。	

＜都市計画審議会（報告）でいただいた意見と回答＞

※都市計画審議会（令和２年１０月２７日開催）

No.	意見	回答	備考
1	景観重要建造物及び景観重要樹木について、維持していくのに市から補助金等があるのか。	補助金はありません。登録有形文化財や市の保存樹木などは他の補助金があります。	
2	建築にあたり、届出や説明会があるが、不適合とする判断は行政がするのか。また、樹木の撤去などをしたい場合、個人の所有権の問題はどうなるか。	届出後に事務局で審査を行います。計画の目安としているマンセル値6を大幅に超える場合などは勧告をさせていただくこととなります。 景観重要樹木をどうしても切りたいなどの場合は景観審議会に諮ったうえで判断することになります。また、指定にあたっては、所有者に指定の有無を確認した上で指定することになります。	
3	臨海部においても届出の対象となるか。建物に規制がかかり、開発が遅れることになっていけないと思う。	建築面施1000㎡超えなどは対象となる。臨海部においても色彩の調和やバランスに努めていただきたいと思います。	
4	計画期間を10年としているが、10年かけて条例等を厳しくしていく目的なのか、最終目的はどうしたいのか教えて欲しい。	10年間で市民の意識の高まりがあり変更した方が良いのでは、となれば多少の変更があるかもしれません。また、景観の考え方は時代によって変化していくものなので計画の変更もあるかもしれません。	
5	北部の工業団地も高さ15メートル超だと届出や説明会が必要か。	必要です。開発の説明会の際に、合わせて説明していただくとよいと考えています。	
6	市民へはどのように伝えていくか。	計画の策定について広報でお示ししたいと考えています。また、計画策定後にハウスメーカーや建築業者向けの説明会を開催する予定です。その後、建築の相談の際に市民の方々へ説明していただきたいと思います。	
7	大浜地区のまちづくりを、まちかどサロンなどで行っているが、その会と景観計画は一緒に進めていくのか。	地域住民の意識の高まりにより、大浜エリアを景観重点地区として指定した方がよいのでは、という意見があれば市もバックアップしながら進めていけるとよいと考えています。景観重点地区の指定は個人意見では難しいので、まちづくり団体などで企画してもらい、意見を出してもらうことが良いと考えています。	